

参 考 資 料 2

水先制度の現況等

水先制度について

みずさき

1. 水先の目的

- 水先とは、船舶が輻輳する水域等、交通の難所(全国39の水先区)において水先人が乗り込み船舶を導くこと。
- 船舶交通の安全の確保及び運航能率の増進のため、国際的に実施されている制度。
- 当該船舶のみならず、水域を航行する多数の船舶の安全や、港湾機能の保全、海洋汚染防止等にも資する。



(1) 水先人は、縄ばしごに乗り移り、船舶に乗り込む



(2) 操舵室で、船長に安全な操船の助言・指導をする

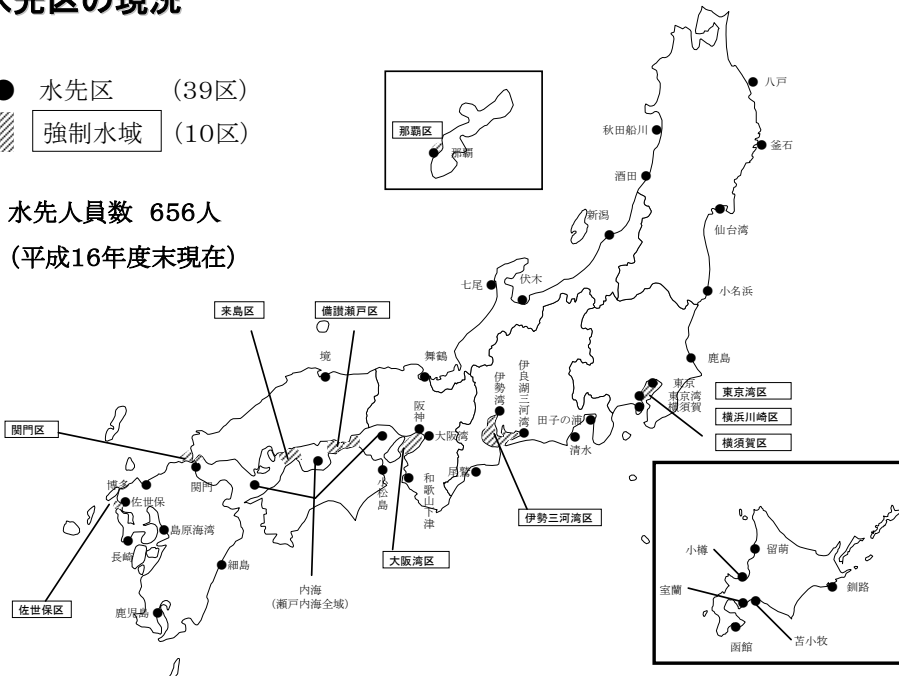
2. 強制水先制度

- 全国で特に交通の難所とされる港又は水域10ヶ所で、国土交通大臣の免許を有する水先人の乗船を義務付けている。

水先区の現況

- 水先区 (39区)
- ▨ 強制水域 (10区)

水先人員数 656人
(平成16年度末現在)



水先法の概略

水先法の主な改正

- 明治32年(1899年)旧水先法制定
- 昭和24年(1949年)現行法制定(強制水先制度導入)
- 昭和39年(1964年)一部改正(水先人会等の設置)
- 昭和50年(1975年)一部改正
(水域毎に強制水先対象船舶を定めることを可能とした)

《水先法の目的》

- 「船舶交通の安全」を図ること。
(併せて「船舶の運航能率の増進」に資すること。)

《水先法の目的達成のための手段》

1. 水先人となろうとする者の資格に係る規定

水先人関係

- ✓ 水先人の免許(免許要件、欠格条項等)
- ✓ 水先人試験(身体検査及び学術試験)
- ✓ 水先人の免許更新(5年毎に更新)
- ✓ 身体検査(毎年受検義務)

水先区等関係

- ✓ 水先区(全国39区)
- ✓ 強制水先制度
(全国10水域・一定以上の大きさの船舶に水先人の乗船を義務付け)

2. 水先業務の適正かつ円滑な遂行の確保に係る規定

水先業務関係

- ✓ 水先業務(引受義務、業務用施設確保義務等)
- ✓ 水先料金(トン数及び喫水を標準として省令で規定)
- ✓ 水先約款(届出制)

水先人会関係

- ✓ 水先人会(水先区毎に2名以上の水先人により設立義務)

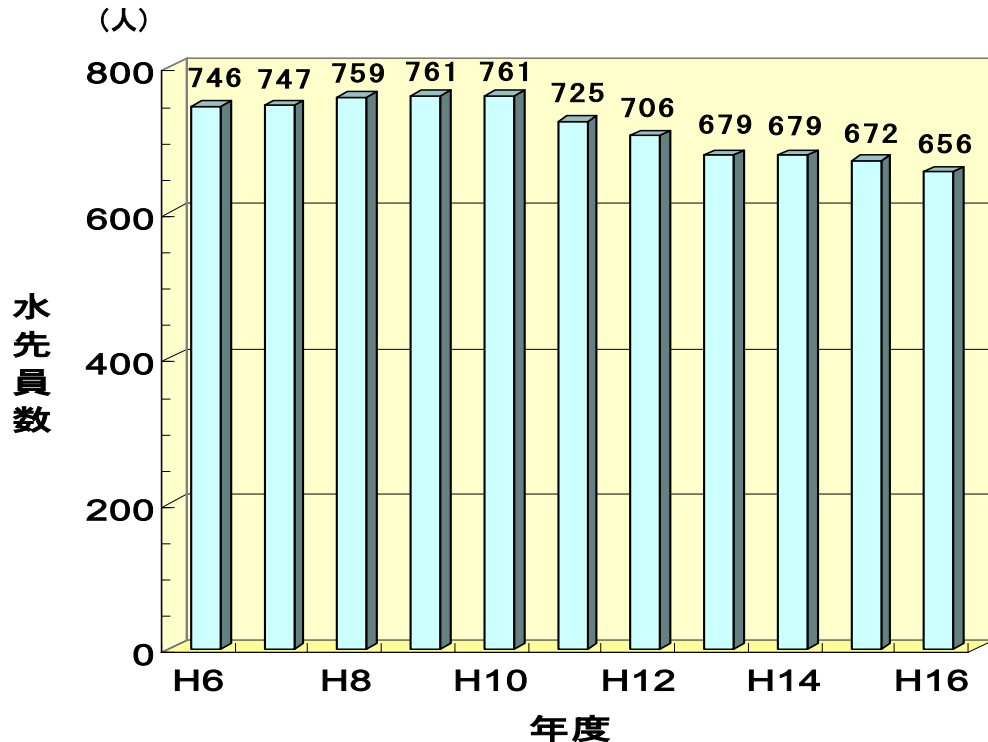
監督等関係

- ✓ 免許の取消し等の行政上の監督
- ✓ 罰則

水先区別の水先員数及び水先実績(平成16年度)

水先区	年度末員数 (人)	水先隻数 (隻)
釧路	3人	456隻
苫小牧	5人	1,150隻
室蘭	4人	868隻
函館	2人	131隻
小樽	1人	67隻
留萌	1人	19隻
八戸	3人	683隻
釜石	2人	104隻
仙台湾	5人	1,046隻
秋田船川	3人	299隻
酒田	2人	125隻
小名浜	4人	512隻
鹿島	7人	2,526隻
東京	18人	6,810隻
東京湾	62人	30,679隻
横須賀	97人	22,346隻
新潟	5人	752隻
伏木	3人	460隻
七尾	2人	284隻
田子の浦	3人	415隻
清水	4人	1,244隻
伊良湖三河湾	85人	15,429隻
伊勢湾	37人	13,112隻
尾鷲	2人	28隻
舞鶴	2人	165隻
和歌山下津	5人	880隻
大阪湾	82人	13,852隻
阪神	35人	12,593隻
内海	115人	15,711隻
境	2人	374隻
関門	29人	9,453隻
小松島	2人	145隻
博多	6人	2,050隻
佐世保	3人	884隻
長崎	3人	283隻
島原海湾	3人	999隻
細島	2人	210隻
鹿児島	3人	217隻
那覇	4人	498隻
全水先区合計	656人	157,859隻

水先員数の推移

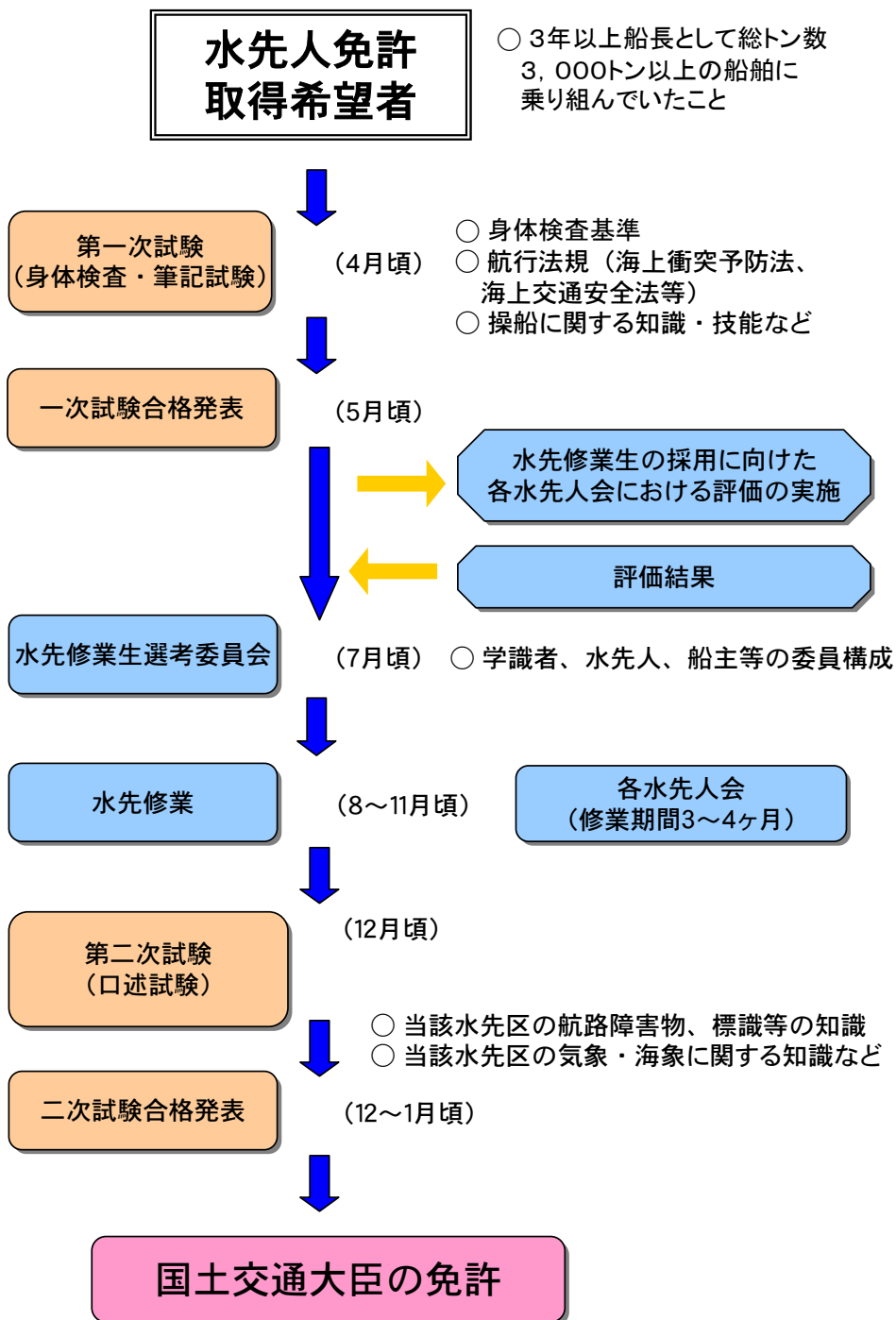


＜水先人の構成＞

年齢階層	平成6年度末		平成11年度末		平成16年度末	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
50歳以下	2人	0.3%	0人	0.0%	0人	0.0%
51歳～55歳	124人	16.6%	72人	9.9%	21人	3.2%
56歳～60歳	161人	21.5%	246人	33.9%	207人	31.6%
61歳～65歳	172人	23.1%	156人	21.5%	237人	36.1%
66歳～70歳	202人	27.1%	157人	21.7%	139人	21.2%
71歳～75歳	82人	11.0%	94人	13.0%	52人	7.9%
76歳以上	3人	0.4%	0人	0.0%	0人	0.0%
計	746人		725人		656人	

平均年齢	62.9歳	62.7歳	62.6歳
最高年齢	76.0歳	75.0歳	73.0歳
最低年齢	48.0歳	52.0歳	53.0歳
新規採用者の平均年齢	52.9歳	54.2歳	55.3歳

水先人免許取得までの流れ



船員のキャリアパスの例

外 航 船 員

【職 名】

<年 齢>

新規学卒者
三等航海士

(21～23歳)



[4～6年程度乗船]

二等航海士

(27歳)



[4～8年程度乗船]

一等航海士

(35歳)



[海・陸それぞれ1/2程度]

船長

(45歳)

内 航 船 員 (3,000GT 以上)

【職 名】

《貨物船》

《フェリー》

*モデル:海員学校専修科
卒

海洋大・商船高専卒

新規学卒者

年齢 20～21歳

年齢 20～22歳



[5～6年程度乗船]

[—]

三等航海士

26～27歳

20～22歳



[8～9年程度乗船]

[5～7年程度乗船]

二等航海士

35歳

27～29歳



[4～5年程度乗船]

[6～12年程度乗船]

一等航海士

39～40歳

35～38歳



[7～8年程度乗船]

[8～12年程度乗船]

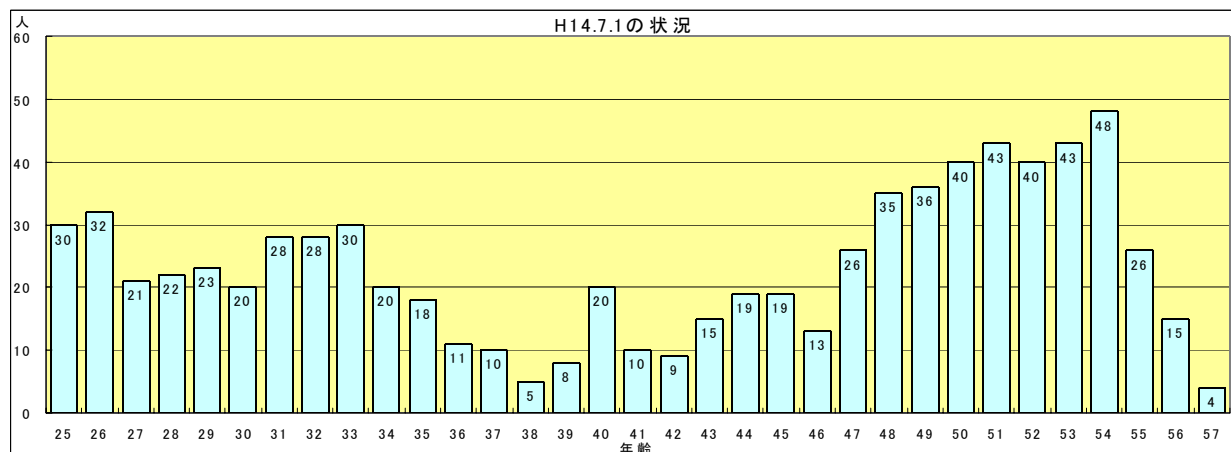
船長

47歳

43～48歳

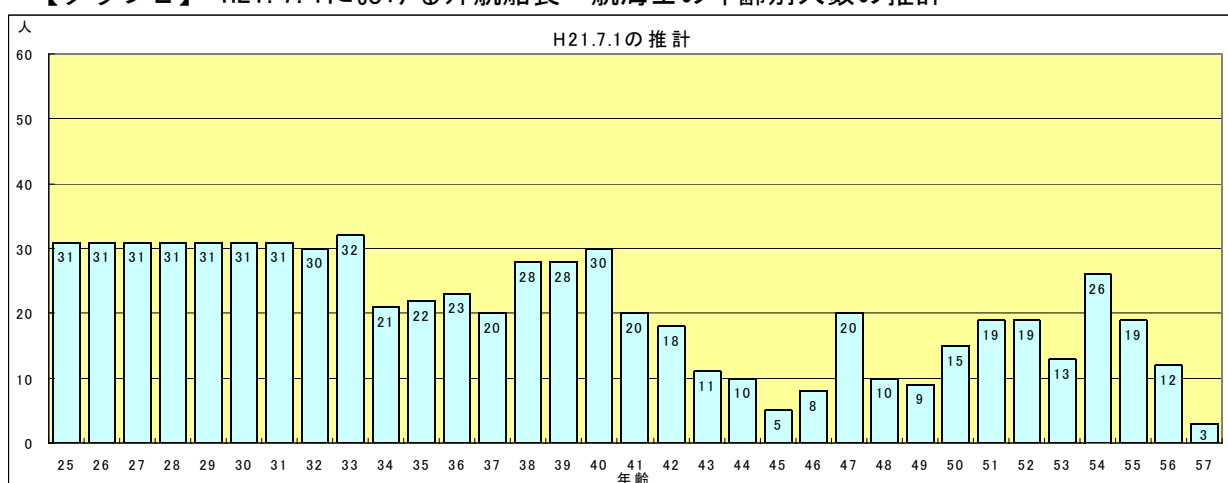
水先人供給源である外航船長・航海士の年齢別人数

【グラフ1】 外航船長・航海士の年齢別人数（H14.7.1現在）



- ※ 1. (社)日本船主協会調査資料を基に国土交通省が作成。
 2. 人数は、H14.7.1現在の外航15社の船長・航海士のうち、相応の船長履歴が取得できると考えられる実際の海上従事者数（陸上勤務者を除いた人数）を基に作成

【グラフ2】 H21.7.1における外航船長・航海士の年齢別人数の推計



【グラフ2の推計方法】

- 水先人となる者の平均年齢及びH14の年齢別の人数構成から、55歳から人数が減少することを前提とし、H14の55歳以上の各年齢の人数比を基に55歳以上の減少率を算出し、当該減少率を用いて、各年度の55歳以上についての人数を推定した。
- 若年者（H14の24歳以下）は、H14の25歳及び26歳の平均人数を固定値として、推定した。
- 上記以外については、人数に変動はないものとした。

水先料金制度の概略

水先料金制度の概略

水先法に基づく国土交通省令に基づき、以下のとおり定めている。

- 船舶の総トン数及び喫水を標準
- 水先区毎に定める
- 全国一律の基準で算定

(例: 総トン数1,000トン以下、喫水3メートル以下の料金)
3マイルまで約32,000円を標準
1マイル超毎に約2,000円を標準として加算

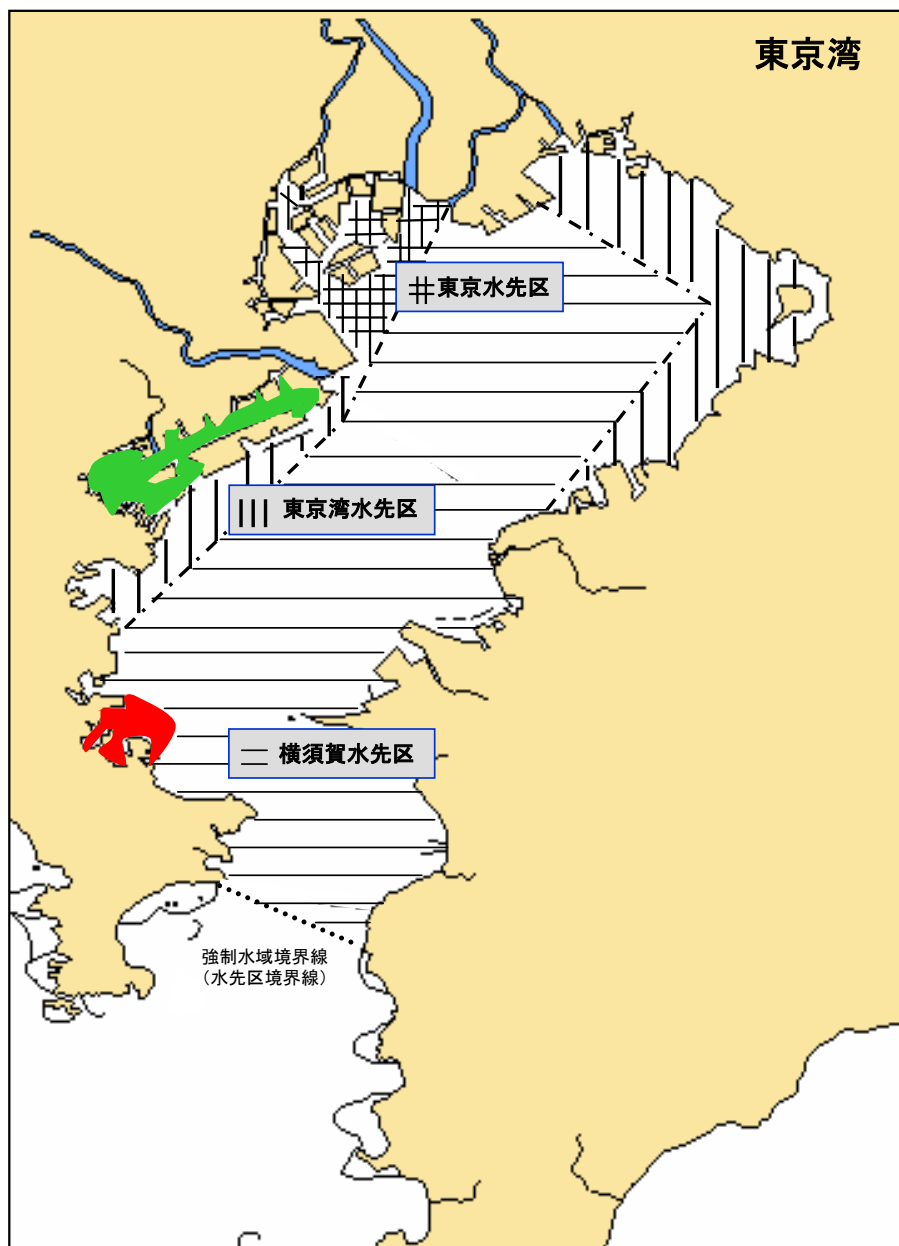
各種料金等の概要

各種割増制度等についても、主に以下のものを省令にて規定。

- 夜間割増(日没後、夜明けまで)
- 多層甲板船割増(総トン数に比して高さが高く風圧の影響を受ける自動車専用船等の船舶)
- 長時間割増(水先人が交代して8時間以上水先を行う場合)
- 2名乗り料金(水先人が2名乗り込んで行う場合)

等

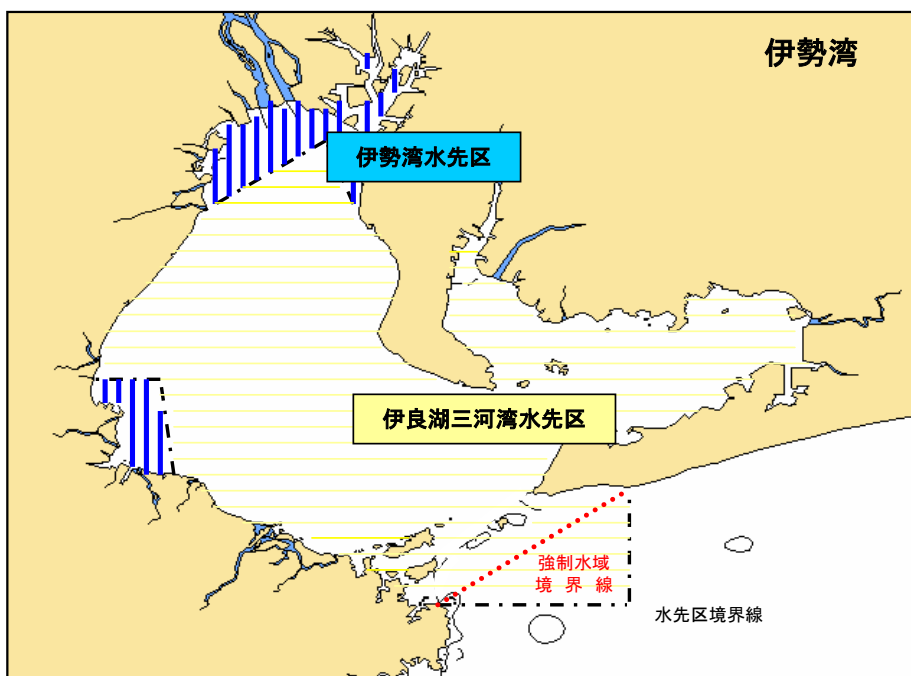
水先区と強制水域の現状



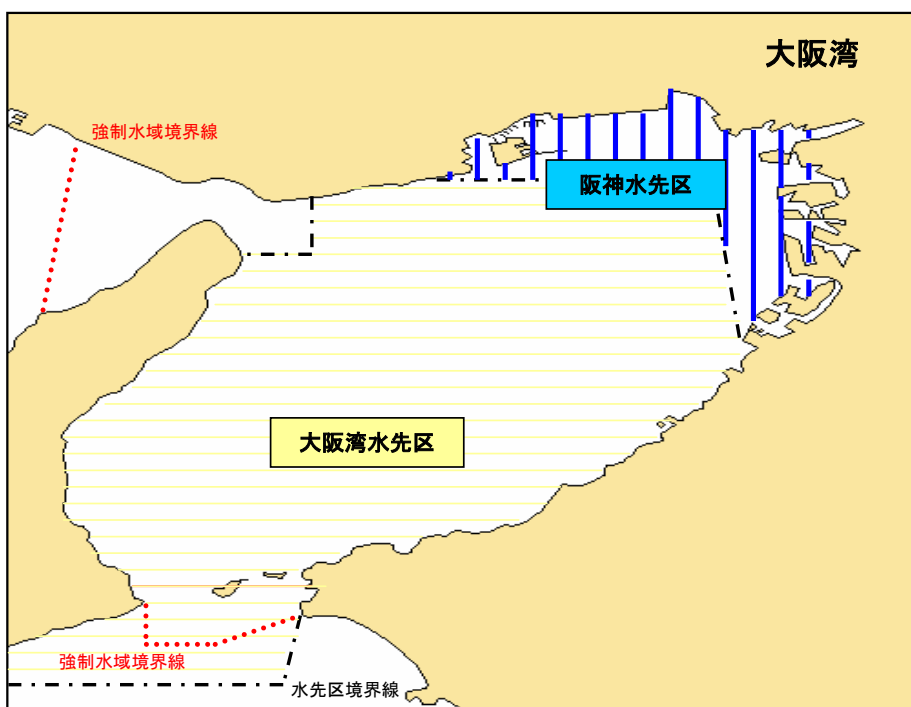
※ イメージ図である。

- ... 3百トン強制(横須賀区)
- ... 3千トン強制(横浜川崎区)
- ・ 上記以外は1万トン強制(東京湾区)

水先区と強制水域の現状



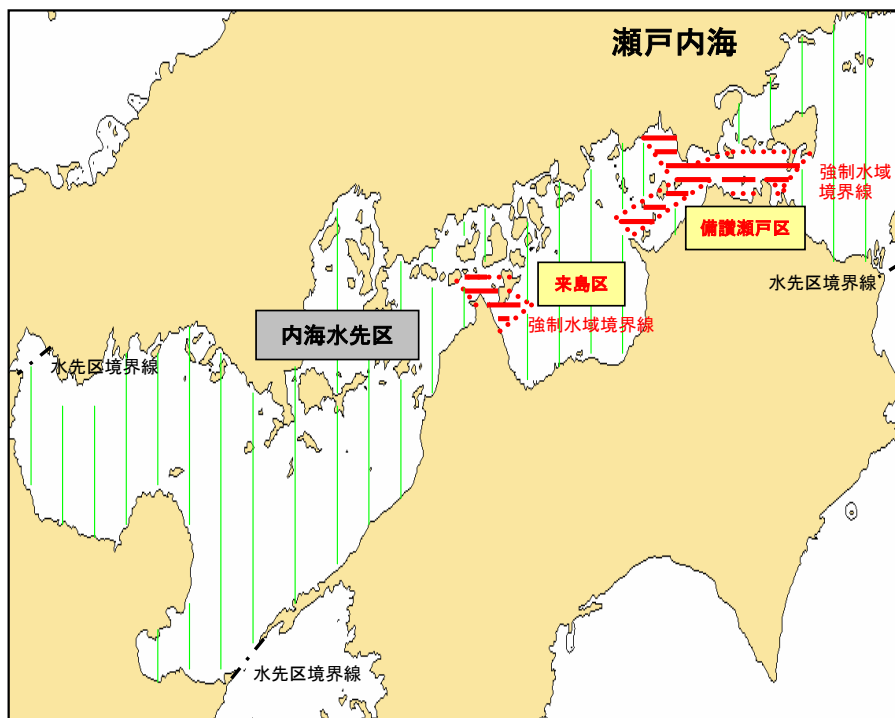
※ 強制水域は1万吨強制(伊勢三河湾区)



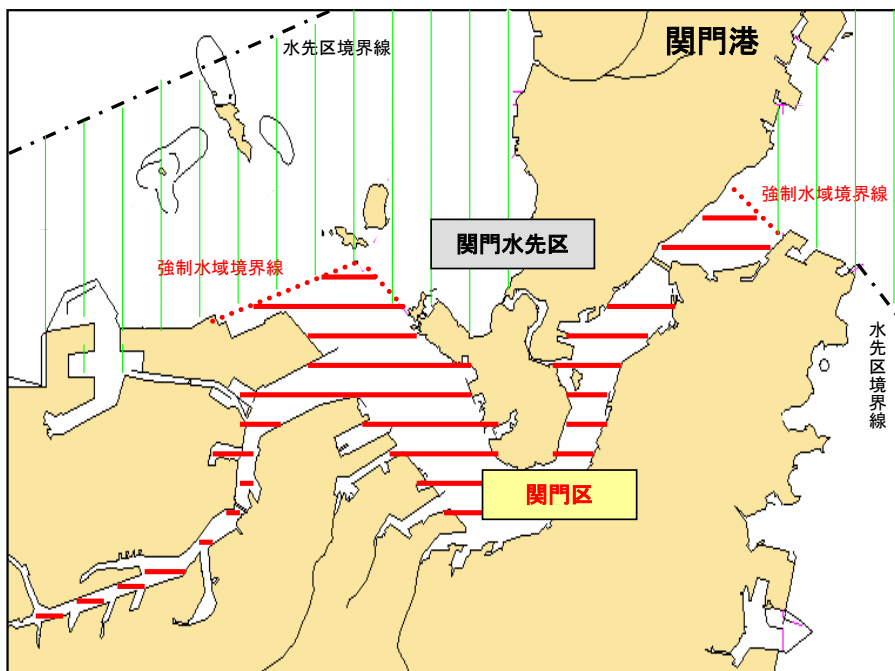
※ 強制水域は1万吨強制(大阪湾区)

※ イメージ図である。

水先区と強制水域の現状



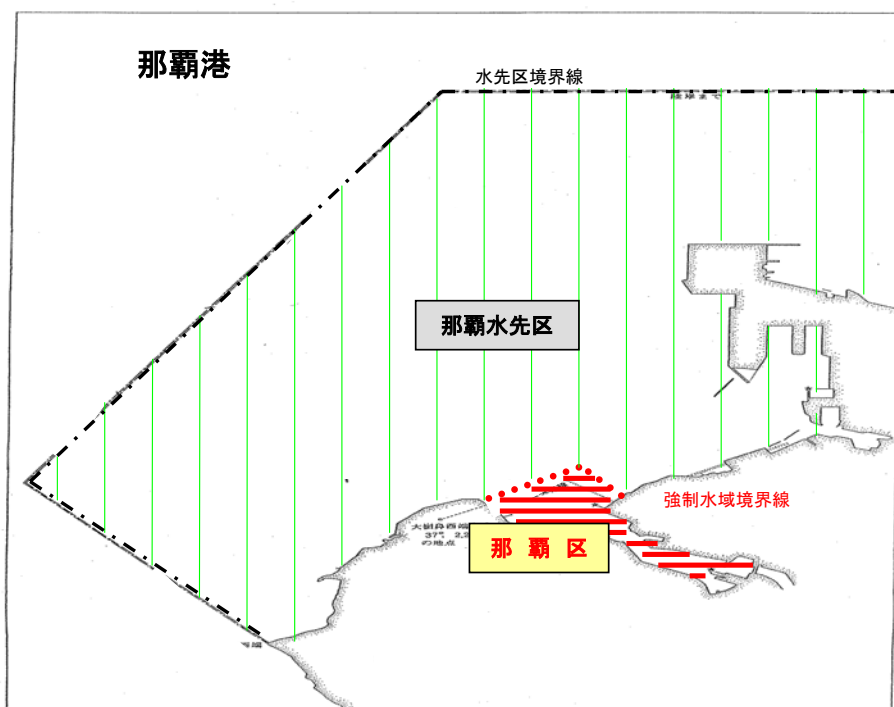
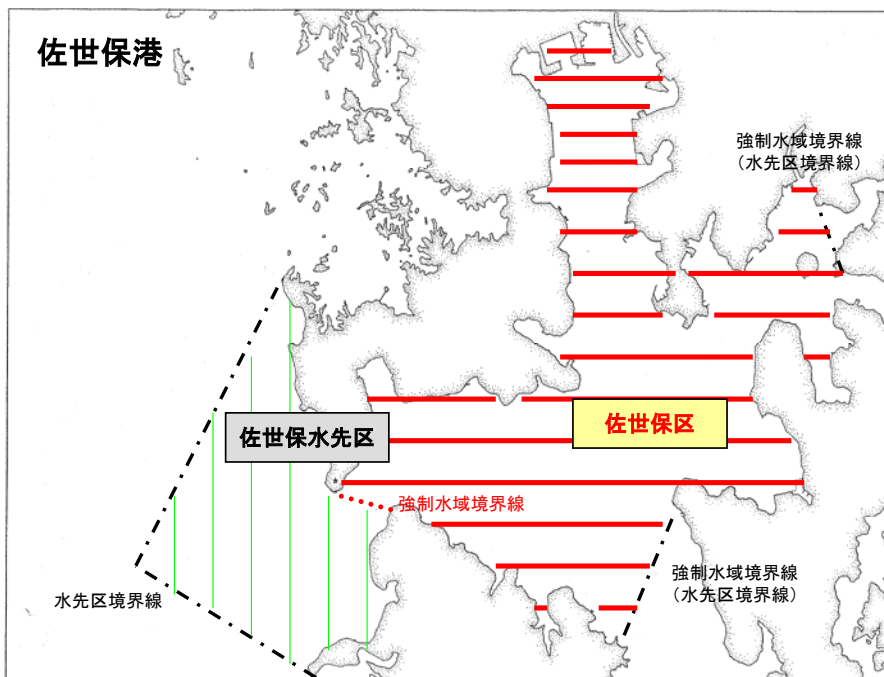
※ 強制水域は1万トン強制(備讃瀬戸区、来島区)



※ 強制水域は、○通峡船 :1万トン強制
○入出港船 :3千トン強制
○危険物積載の入出港船、一部狭水道部分 :3百トン強制

※ イメージ図である。

水先区と強制水域の現状



※ イメージ図である。